

公益社団法人日本精神神経学会 組織利益相反（COI）管理指針

1. 学会の組織 COI 管理の基本的な考え方

学会組織自体が企業・法人組織・団体との経済的な COI 状態が深刻な場合、例えば、学会が、特定企業から多額の寄附金が提供されていたり、あるいは特定企業の株、ロイヤリティを保有していたりすると、研究成果や成果発表および診療ガイドライン策定については COI の評価や倫理面での公平性、客観性、独立性が担保されにくい状況が想定される。したがって、医学系学会自体の利益相反（COI）開示および公開の在り方についても適切な取り組みが求められており、社会から誤解や疑義を招かないように透明化していかなければならない。

2. 学会の組織 COI 管理の対象となる活動

組織 COI 管理の対象となる活動は、本学会が行うすべての事業活動において、営利を目的とする団体・企業等との連携および協力である。

3. 本学会の組織 COI 管理

学会理事長は、企業・法人組織、営利を目的とする団体から学会組織自体へ支払われる額を、①研究助成、共同研究、受託事業、②寄附金、③学術集会等収入（企業関連のセミナーやシンポジウム、企業情報交換ブース利用料、広告料等）について会計年度を単位としてそれぞれの総件数および総額を企業ごとに一元管理し、組織 COI としてホームページなどにおいて開示することとする。

用語解説

組織 COI (institutional COI)

研究機関自ら、あるいは所属する上級の役職者（例、理事長、学長、副学長、理事らの役員、学部長、研究科長等）が特定企業と重大な COI 状態にあれば、学術的事業（教育、研究、診療など）に係る科学的、倫理的あるいは法的な判断や決定する過程で不適切な形の影響を及ぼし、研究参加者あるいは患者にとって不利益となるバイアスを生じさせる可能性がある。このような状況を、研究機関に係る組織 COI（英語名：institutional COI）と呼ぶ。

本指針は 2021 年 6 月 27 日より施行する。

利益相反委員会

本指針は日本医学会による「COI 管理ガイドライン(2020 年改定)」をもとに利益相反委員会において検討・作成し，理事会および代議員総会の承認を得て公表した。